

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

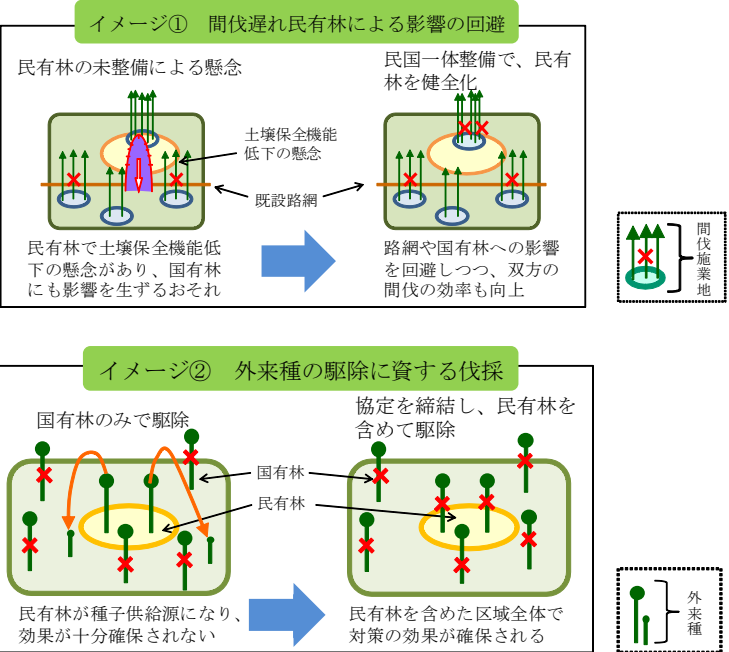
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全など国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種が繁茂して国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合があります。

国有林野の公益的機能の維持増進を図るため、民有林野と一体的に施業等を実施する必要があると認められる場合、森林所有者等と森林管理局が協定を締結し、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行う「公益的機能維持増進協定制度」が平成24年の森林法等の改正により創設され、平成26年度には新たに5箇所では協定を締結し、現在までに7箇所（森林整備5箇所、外来種の駆除2箇所）で整備に取り組んでいます。

本制度の活用により、民有林野と一体となって、公益的機能の維持のための間伐等の実施、世界自然遺産地域の保全に向けた外来樹種の駆除等に引き続き取り組むこととしています。

図－ 8 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



【協定締結状況】

	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定面積
森林整備 (間伐) の実施	東北	上小阿仁支署	30. 68ha
	関東	日光森林管理署	32. 77ha
		天竜森林管理署	41. 45ha
	近畿中国	奈良森林管理事務所	26. 85ha
	九州	鹿児島森林管理署	37. 76ha
外来種 の駆除	関東（小笠原）	関東森林管理局（局直轄）	2. 21ha
	九州	屋久島森林管理署	0. 75ha

事例 公益的機能維持増進協定に基づく外来種駆除の実施

関東森林管理局では、世界自然遺産に登録されている小笠原諸島の国有林について、固有の森林生態系を修復・保全するため、国有林に隣接する民有林の所有者と、外来植物の駆除を一体的に実施することを内容とした「小笠原諸島父島・夜明山地域公益的機能維持増進協定」を締結しました。

平成26年度には、本協定に基づく外来種対策として、対象区域である民有林と国有林において、リュウキュウマツやキバンジロウなど地域外から侵入した外来植物の駆除（2.21ha）を実施しました。

（関東森林管理局）



場 所：東京都小笠原村父島

説 明：写真は、リュウキュウマツを伐採している様子（左、右上）と、キバンジロウを伐採している様子（右下）です。